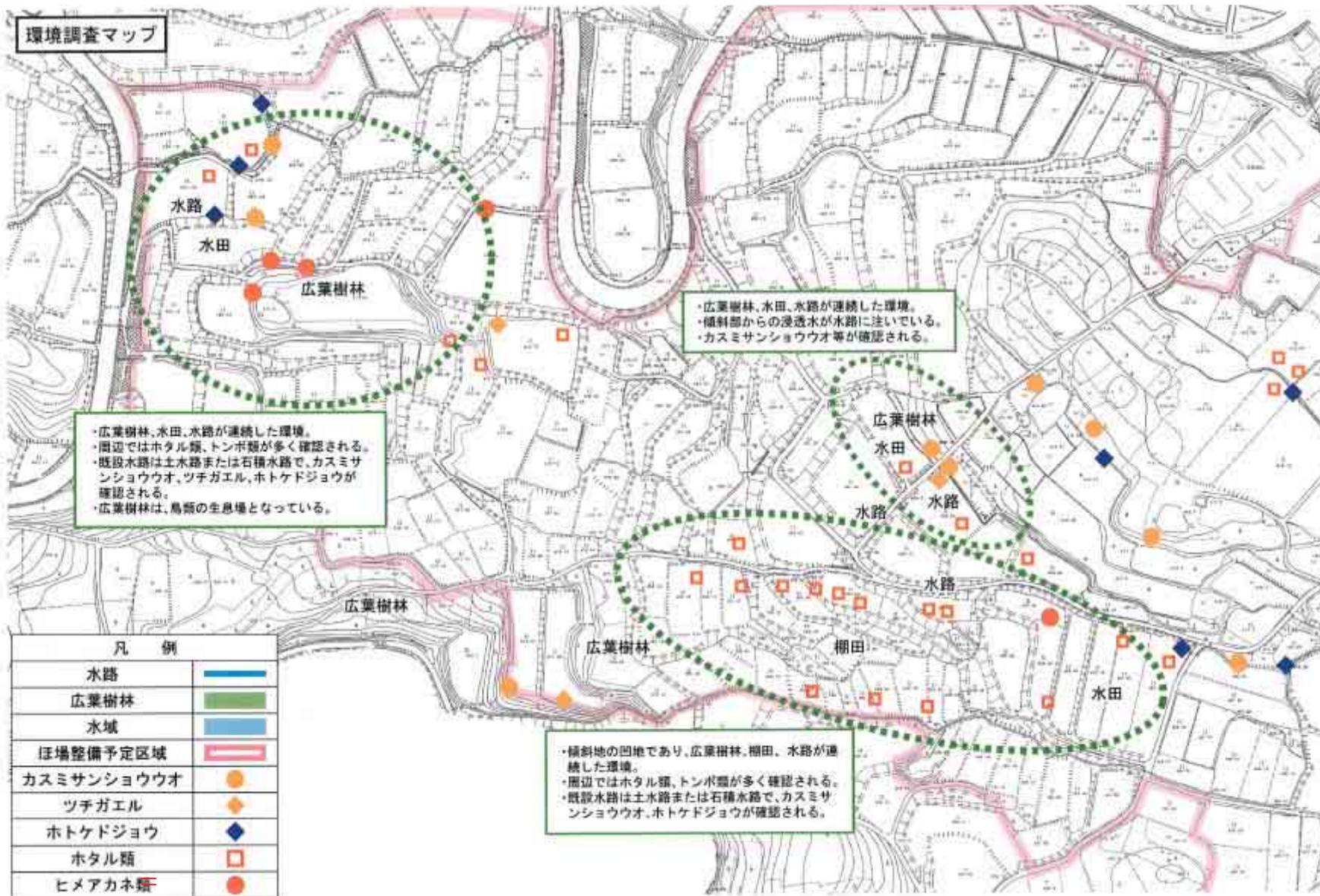
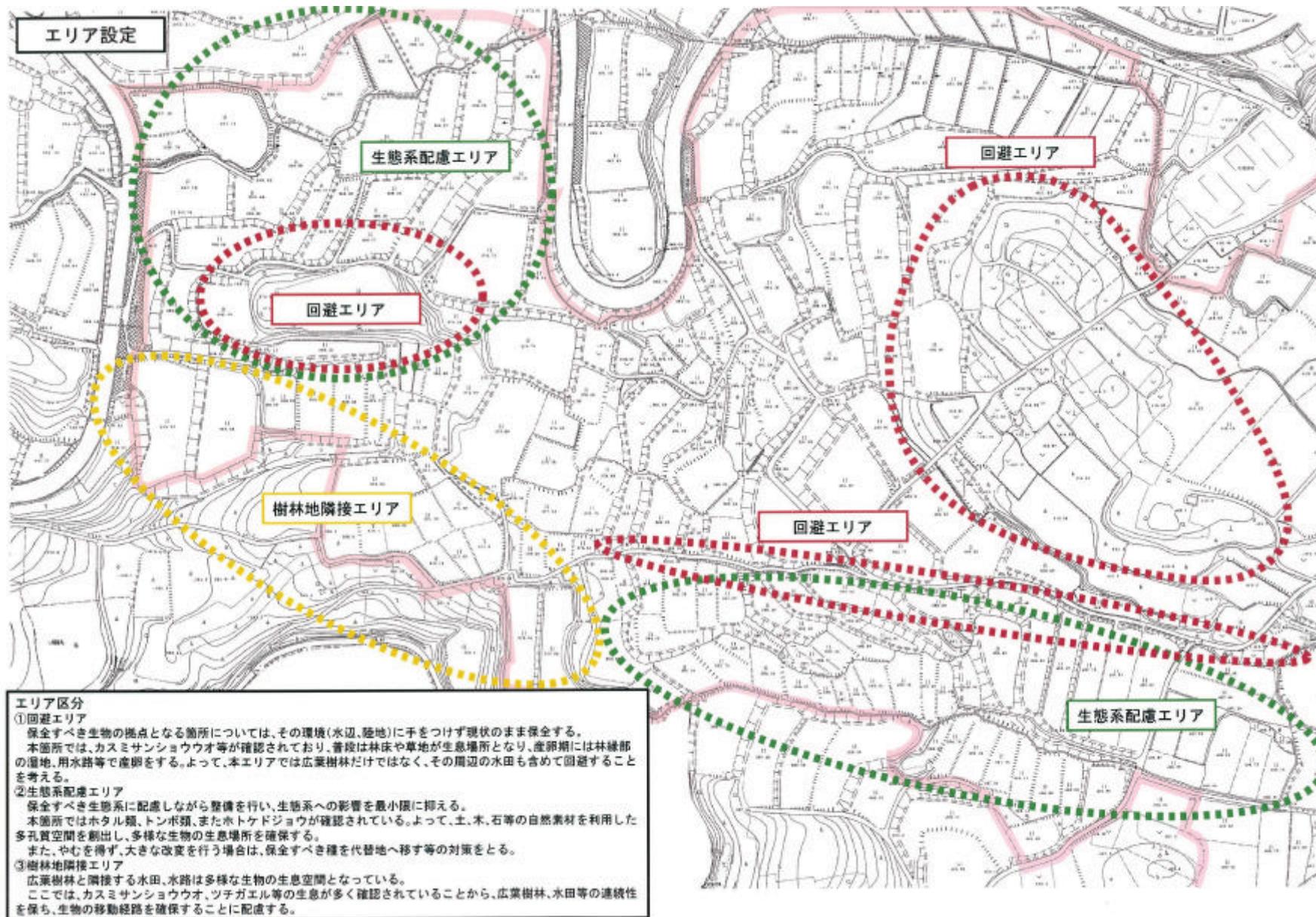


(注)この図は、本手引き利用者の理解を助けるために作成したものであり、実際の環境を反映したものではない。

環境調査マップ



この図は、本手引き利用者の理解を助けるために作成したものであり、実際の環境を反映したものではありません。



この図は、本手引き利用者の理解を助けるために作成したものであり、実際の環境を反映したものではありません。



**基本的な考え方**

- ・保全すべき種の生息空間を一括して保全するため、広葉樹林とその周辺の水田には手をつけず現在の状態のまま保全を行う。また、既設水路では護岸を多孔質なもの(例 自然石積等)、底部を砂・泥底等にするなど生物の生息空間の確保を考慮した生態系保全水路とする。
- ・ほ場は、小区画とし自給的生産が可能な農地とする。

- ・広葉樹林に隣接する水路は、生物の移動経路を確保するため、広葉樹林側を現状のまま残して片側のみの護岸としたり、生物が落下しても遠く上り得るような構造とするなど、広葉樹林と水田の連続性に配慮する。

凡 例	
農道	———
既存農道利用	.....
排水路	———
生態系保全水路	.....
既存水路利用	.....
受益地	———

- ・既存水路は、多様な生物生息空間となっていることから、農業用排水機能とは分離し生物の生息空間として現状のまま保全する。本水路には、最小限必要な水量を放流する。
- ・ほ場は、水田2枚を1枚にするなど地形を活かした最小限の整備を行い、また近隣の広葉樹林との連続性に配慮した整備を行う。

この図は、本手引き利用者の理解を助けるために作成したものであり、実際の環境を反映したものではない。